

# 7

2017

橋本税理士事務所

## 事務所通信

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 2-63-1 東池袋パレス 1007  
TEL:03-6915-2097 FAX:03-6745-8423

### 税務調査の時期になりました！

税務署では7月に人事異動が行われ、その後間もなく税務調査を行う会社の選定が本格的に行われます。つまり、7月以降に税務調査の件数が増えていきます。特に**8月から11月まで**が税務調査が多い時期になります。

税務調査が入ったからといって、必ずしも不正なことをしていると疑われているわけではありません。会社を経営している以上は、税務調査は必ず経験するものだと思ってください。

いざ税務調査が入ったときに慌てることのないよう、税務調査の概要をご説明いたします。

### 事前に通知がされた上で調査が行われます

税務調査は、大きく強制調査と任意調査に分かれます。

強制調査とは、国税局査察部（いわゆるマルサ）が裁判所の令状をもって行う強制的な調査をいいます。強制調査については事前の通知なしで調査が行われますが、悪質な脱税を行っていない限り強制調査が入ることはありません。

一方、任意調査とは、強制調査のように犯罪を前提とした調査ではありませんので、調査が行われる際には、**納税者や顧問税理士に対して事前に電話による通知があります。**

### 事前通知の具体的な内容

税務調査の事前通知の電話においては、下記のような内容について調査官から説明されます。

調査の日時
調査の場所
調査の目的
調査対象となる税目
調査対象となる期間（事業年度）
調査対象となる帳簿書類等
調査官の氏名

調査の日時については納税者や税理士の都合もありますので、都合が悪ければ日程変更をしてもらっても問題ありません。

## 事前通知なしで調査が行われる場合もあります

任意調査の場合、事前通知がされた上で調査が行われることが原則ですが、例外的に**事前通知なしで調査が行われる場合があります**。

事前通知なしの任意調査は、事前に通知をしてしまうと調査を適正に行えないと判断された場合に行われることがあり、**飲食業など現金を取り扱う事業者**に対して行われることが多いものになります。

ただし、事前通知なしでも任意調査ですから、調査官は社長の許可なしで調査を行うことはできませんので、事前通知なしで調査官が突然やってもその場で調査に応じることなく、**税理士に電話で連絡を取る、後日の調査日程を決めて改めて調査に来てもらう**などの対応を取るのが良いでしょう。

## 税務調査の事前準備

税務調査が行われることになりましたら、調査当日までに下記のような書類を準備しておきましょう。

税務申告書	契約書
総勘定元帳	請求書
固定資産台帳	領収書
消費税計算書	預金通帳
棚卸表	源泉徴収簿
注文書	株主総会（取締役会）議事録 等

これらの書類を調査対象となる期間分用意する必要がありますが、税務調査は**過去3期分**が調査対象となることが多いです。

## 税務調査当日の流れ

税務調査の日数は特に何日と決められているわけではありませんが、平均的には**2~3日**くらいかかります。簡単な調査であれば、1日で終わることもあります。

税務調査は一般的に**10時から17時**くらいまで行われ、1日目の午前中は、世間話からはじまり、事業の概要などについて聞かれます。その後、1日目の午後から帳簿書類の確認を始めるのが一般的です。

**社長は、調査期間中ずっと調査に付き合う必要はありません**。調査期間中に同席できない日や時間帯がある場合、1日目の調査が始まる際に事前に調査官に説明しておきましょう。

そして、最終日の最後1時間ほどで、調査官が今回の調査内容の説明をします。この時点で修正すべき事項などの説明がされますが、調査結果はその場で決まるわけではなく、後日口頭や書面により調査結果の説明がされることになります。